<u>質問書に対する回答</u> 首都圏中央連絡自動車道 多古北工事

番号	質問箇所	質 問 事 項	回 答
1	金抜き設計書 番号185 週休2日推進に係る補正額	金抜き設計書185番と186番間に記載されている『計①』に対し、週休2日補正をしない金額をA、特記仕様書『24-33-1 補正対象項目及び補正方法』(1)~(3)((1)の③及び④を除く)による週休2日補正をした金額をB、とします。金抜き設計書185番『週休2日推進に係る補正額』に相当する金額は、¥(B-A) という解釈でよろしいでしょうか、ご教示願います。	特記仕様書24-33-1に示すとおりです。
2	金抜き設計書 番号188 週休2日推進に係る諸経費額	金抜き設計書186番『諸経費①』について、上記Aに対応する金額をC、上記Bに対応する金額をD、Dに特記仕様書『24-33-1 補正対象項目及び補正方法 (1)の③及び④』による週休2日補正をした金額をE、とします。金抜き設計書188番『週休2日推進に係る諸経費額』に相当する金額は、¥(E-D)、または¥(E-C)のどちらでしょうか、ご教示願います。	特記仕様書24-33-1に示すとおりです。
3		特記仕様書『24-33-2 種別』内の表中、『週休2日推進に係る補正額』について、区分内容欄に『…労務費及び機械経費に要する費用』と記載されています。これは、『24-33-1 (1)補正係数による補正 ①労務費 及び ②機械経費(賃料)』のほか、『(2)標準単価の補正』及び『(3)稼働率による補正』に要する費用を含む、という解釈でよろしいでしょうか、ご教示願います。	特記仕様書24-33-4に示すとおりです。
4	特記仕様書24-33-2 週休2日 推進に係る諸経費額	種別』内の表中、『週休2日推進に係る諸経費額』について、区分内容欄に	特記仕様書24-33-2に示すとおり、「週休2日推進に係る諸経費額」の対象額は、共通仮設費、現場管理費の合計であり、一般管理費は対象外となります。